

## ○ランバス留学基金規程施行細則

昭和52年1月13日  
理事会決定

- 第1条 この細則は、ランバス留学基金規程 (以下「規程」という。)による留学に関する必要事項を定めるものとする。
- 第2条 この規程により留学できる者は、キリスト者又はキリスト教に理解ある者にして、留学年度の4月1日現在36歳未満で、次のいずれかの資格を有する者とする。
- 専任教職員
  - 大学院博士課程前期課程を修了した者又は専門職大学院専門職学位課程を修了した者で次のいずれかに該当する者(前号該当者を除く)
    - 関西学院大学を卒業した者
    - 関西学院大学大学院博士課程前期課程を修了した者又は後期課程に在学している者若しくは在学した者
    - 関西学院大学専門職大学院専門職学位課程を修了した者
  - 前項第2号に該当する者は、海外の大学院に正規の学生として留学することを条件とする。ただし、特段の理由により基金委員会が認めた場合はこの限りでない。
- 第3条 留学期間は2ヶ年を限度とする。
- 第4条 留学を希望する者は毎年ランバス留学基金委員会(以下「基金委員会」という。)が指定する期日までに、次の書類を基金委員会に提出しなければならない。ただし、学内の留学者は所属長から、大学教員にあっては学長を、短期大学教員、初等部教員及び幼稚園教員にあっては院長を、高中部教員にあっては高中部長を、職員にあっては人事部長を経てそれぞれ基金委員会に提出しなければならない。
- 専任教職員の提出書類
    - 留学計画書
    - 旅費及び留学に要する費用の見積
    - 履歴書及び業績書
    - 所属長の推薦書
    - 関西学院保健館長による健康診断書
  - 第2条第1項第2号該当者の提出書類
    - 留学計画書
    - 旅費及び留学に要する費用の見積
    - 履歴書及び業績書
    - 大学及び大学院又は専門職大学院の成績証明書
    - 指導教員又はそれに準ずる者の推薦書
    - 関西学院保健館長による健康診断書
    - 留学先が発行する正式な入学許可書
    - その他ランバス留学基金委員会が求めるもの
- 第5条 留学計画書には、次の事項を記載しなければならない。
- 目的
  - 期間
  - 希望留学地
  - 留学する学校又は研究機関
  - 留学目的を達するための研究及び調査の方法
  - 留学地における研究又は調査機関との連絡の有無
  - 本人不在中の授業計画(専任教員の場合のみ)
  - 帰国後の計画(専任教職員の場合は記載を要しない)
  - その他必要事項
- 第6条 基金委員会は第2条第1項第2号に該当する者を選考するために選考委員会を設けることができる。
- 第7条 各候補者選考機関は10月末日までに留学候補者を選考し基金委員会に推薦する。
- 第8条 基金委員会は、毎年11月末日までに留学者を決定する。ただし、第2条第1項第2号に該当する者は、第4条第2号上の書類の提出をもって留学者とし、この書類を提出するまでは留学候補者とする。
- 留学候補者は選考決定年度の次年度の1月末日までに第4条第2号上の書類の提出し、留学を開始しな

なければならない。

3 留学候補者が前項に規定する期日までに書類の提出及び留学を開始することができない場合、留学候補者の資格を取り消すものとする。

第9条 留学生に支給する留学費は、1カ年18,000USドルを基準とする。

2 次の場合、授業料の半額を補助することができる。ただし7,000USドルを限度とする。

1 大学院に正規の学生として入学した場合

2 基金委員会が大学院に準ずると認めた学校、研究機関等に正規の学生として入学した場合

3 授業料の一部又は全額が免除になった場合、授業料補助の一部又は全額を返却しなければならない。

第10条 関西学院専任教職員が留学生となった場合の留学中の給与については、[関西学院留学規程第8条](#)の規定を準用する。ただし、留学第2年度中は[第8条第2項](#)の規定にかかわらず[第1項](#)を適用する。

第11条 留学生が、病気その他の事由により、留学計画又は期間の変更を余儀なくされた場合には、基金委員会の承認を得なければならない。

2 [前項](#)の場合において、留学期間又は計画の短縮のときは日本から留学目的地までの往復旅費を差し引いた額の全部又は一部の返却を命じ、また、留学費の追加をすることができる。

第12条 留学期間中は、留学生としての本分を守り、留学目的以外の職務に従事してはならない。

第13条 留学生が、[前条](#)の規定に反すると認められた場合には、基金委員会は留学を取消し、留学費を減廃し、あるいは返還させることができる。

第14条 この基金による留学を終えた者は、[関西学院留学規程](#)による学院留学期間終了者とみなし、将来[同留学規程](#)による留学を行う場合には、大学教員においては「[留学候補者資格・選考基準](#)」に定め、高中部の教員においては[同留学規程第3条第2項](#)及び[第3項](#)のただし書きを適用する。

第15条 [この規程](#)による専任教職員の留学生は、留学終了後その成果によって本学院の教育・研究に寄与するよう努めなければならない。

2 留学生が留学期間終了後、留学期間の2倍の期間内に学院を退職する場合は、留学期間終了後の年数に応じて、留学費の全部又は一部を学院に返却しなければならない。

3 [前項](#)に規定する留学期間終了後の年数には、[この規程](#)による留学以外の留学期間を含めない。

第16条 留学生は、留学期間終了後2カ月以内に、留学の経過及び研究調査に関する報告書を基金委員会に提出しなければならない。ただし、学内の留学生は前項の報告書を所属長から、大学教員にあっては学長を、短期大学教員、初等部教員及び幼稚園教員にあっては院長を、高中部教員にあっては高中部長を、職員にあっては人事部長を経てそれぞれ基金委員会に提出しなければならない。

第17条 この施行細則の改廃は、基金委員会の議を経て常務委員会において決定する。

#### 附 則

1 この施行細則は、1977年(昭和52年)1月13日から施行する。

2 この施行細則は、1979年(昭和54年)4月1日から改正施行する。

3 この施行細則は、1981年(昭和56年)4月1日から改正施行する。

4 この施行細則は、1981年(昭和56年)8月1日から改正施行する。

5 この施行細則は、「関西学院ランバス留学基金規程施行細則」から「ランバス留学基金規程施行細則」と名称を改め、1990年(平成2年)4月1日から改正施行する。

6 この施行細則は、1994年(平成6年)4月1日から改正施行する。

7 この施行細則第10条及び第14条については1995年(平成7年)度留学生から適用する。

8 この施行細則は、1995年(平成7年)4月1日から改正施行する。

9 この施行細則は、1996年(平成8年)4月1日から改正施行する。

10 この施行細則は、理事会常務委員会の名称を常務委員会と変更し、1997年(平成9年)4月1日から改正施行する。

11 この施行細則は、2000年(平成12年)4月1日から改正施行する。ただし、施行細則第9条については2001年(平成13年)度留学生から適用する。

12 この施行細則は、2001年4月1日から改正施行する。

13 この施行細則は、2004年(平成16年)4月1日から改正施行し、2005年(平成17年)度留学生から適用する。

14 2004年(平成16年)4月1日の改正施行にあわせて、[ランバス留学基金規程特別留学施行細則](#)を2004年(平成16年)3月31日付で廃止する。

15 この施行細則は、2006年(平成18年)4月1日から改正施行する。

16 この施行細則は、2006年(平成18年)10月1日から改正施行する。

- 17 この施行細則は、2009年(平成21年)4月1日から改正施行する。
- 18 この施行細則は、2010(平成22年)年4月1日から改正施行する。ただし、初等部教員の留学は2012年度からとする。
- 19 この施行細則は、2014(平成26年)年4月1日から改正施行する。
- 20 この施行細則は、2015(平成27年)年4月1日から改正施行する。

了解事項

- 1 留学者数は毎年若干名とするが、基金の運用上募集を行わない年度もあり得る。
- 2 第2条の規定にかかわらず、専任教職員の中で留学できる者は2017年度留学者から当分の間、留学年度の4月1日現在40歳未満とする。